

故に費用の關係もあり場所の都合其他もあるだらうけれども卒業後の資格進級のごこ等も考慮に入れて選擇すべきである。

斯く看護婦たらんことをする者の迫るべき三道は何れも一得一失の特徴を有するものなれば進まんことをする前に充分考慮して出づべきであらう。

次に看護婦試験の出願者に對する合格者の割合を見れば各府縣毎に差あれど大體二五乃至四〇%位である。然し出願者よりも受験者の數の著しく減じてゐるのを見れば之に對する合格者の割合は約五割位のものかと思ふ。

○看護婦規則 (大正四年六月三十日內務省令第九號大正十一年九月省令第二三號同十四年八月同第一四號改正)

第一條 本令ニ於テ看護婦ト稱スルハ公衆ノ需ニ應ジ傷病者又ハ褥瘡看護ノ業務ヲ爲ス女子ヲ謂フ

第二條 看護婦タラムトスルモノハ十八年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ地方長官(東京府ニ於テハ警視)ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、看護婦試験ニ合格シタル者
 - 二、地方長官ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者
 - 三、大正五年四月關東都督府令第十六號看護婦規則第二條第一號又ハ第二號ノ資格ヲ有スル者
 - 四、大正十一年五月朝鮮總督府令第七十六號看護婦規則第一條第一號乃至第三號ノ資格ヲ有スル者
 - 五、大正十二年十二月樺太廳令第五十六號看護婦規則第二條第一號又ハ第二號ノ資格ヲ有スル者
 - 六、大正十三年二月臺灣總督府令第十八號看護婦規則第二條第一號乃至第三號ノ資格ヲ有スル者
- 地長官免許ヲ與フルトキハ看護婦免狀ヲ下付ス
- 第三條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムルモノニハ免許ヲ與ヘザルモノトス

大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	大正十六年	大正十七年	大正十八年	大正十九年	大正二十年	大正二十一年	大正二十二年	大正二十三年	大正二十四年	大正二十五年	大正二十六年	大正二十七年	大正二十八年	大正二十九年	大正三十年
...

大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	大正十六年	大正十七年	大正十八年	大正十九年	大正二十年	大正二十一年	大正二十二年	大正二十三年	大正二十四年	大正二十五年	大正二十六年	大正二十七年	大正二十八年	大正二十九年	大正三十年
...
...

看護婦になるまでの道程

看護婦試験出願者数及合格者数(自大正十四年)

府縣	大正十四年		同十五年		同十六年		同十七年		同十八年		同十九年		同二十年		同二十一年		同二十二年		同二十三年		同二十四年		同二十五年		合計	備考	
	出願	合格	出願	合格	出願	合格	出願	合格	出願	合格	出願	合格	出願	合格	出願	合格	出願	合格	出願	合格	出願	合格	出願	合格			
北海道																									150		
東北																										150	
関東																										150	
中部																										150	
近畿																										150	
中国																										150	
四国																										150	
九州																										150	
府縣																										150	
合計																										150	

大正十五年以降ノ分ハ未ダ不明ナリトシテ大正十四年前ヨリトシテ大正十四年以前ノ分ハ大正十四年以前ノ分ハ...

看護婦死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免狀ヲ返納スベシ
第一項及第三項ノ場合ニ於テ免狀ヲ返納スルコト能ハザルトキハ其事由ヲ届出ツベシ

第十條 看護婦第三條ニ該當シ又ハ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ住所地ノ地方長官ハ期日ヲ定メ其ノ業務ヲ停止シ又ハ免狀ヲ取消シ免狀ヲ返納セシムルコトアルベシ

本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ疾病治癒シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免狀ヲ與フルコトヲ得

第十一條 免狀ヲ受ケズシテ看護ノ業務ヲ爲シ若ハ停止中其ノ業務ヲ爲シタル者又ハ第六條ノ規定ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第七條第一項第八條又ハ第九條ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ大正四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方長官ニ於テ與ヘタル免狀、免許狀、免許證ハ本令ニ依リ下付シタル看護婦免狀ト看做ス

本令施行ノ際現ニ地方廳ノ看護婦名簿ニ登錄ヲ受ケ居ル者ハ本令ニ依リ免狀ヲ受ケタルモノト看做シ看護婦免狀ヲ下付ス

本令發布ノ際現ニ看護ノ業務ヲ爲ス者ニシテ本令施行後三月内ニ願出ヅルトキハ地方長官ハ履歴ヲ審査シ試験ヲ要セズ免狀ヲ與フルコトヲ得

前項ノ免狀ハ本令第二條ニ依ル免狀ト同一ノ效力ヲ有スルモノトス

地方長官ハ第二條ノ資格ヲ有セザル者ニ對シ當分ノ内其ノ履歴ヲ審査シ看護ノ業務ヲ免許シ准看護婦免狀ヲ下付スルコトヲ得准看護婦及男子タル看護人ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス

看護婦規則施行細則 (東京)

警視廳令第二十號 (大正四年九月三十日)

改正大正九年五月八日警視廳令第十一號

第一條 看護婦ノ免狀ヲ受ケントスルモノ、願書ニ住所、族籍、氏名、生年月日ヲ記シ左ノ書類ヲ添附スベシ但シ看護婦規則(以下單ニ規則ト記ス)附則第四項又ハ第六項ニ該當スルモノハ本條第一號證書ハ之ヲ添附スルヲ要セズ

一、看護婦規則第二條第一號又ハ第二號ノ資格證書ノ寫

二、精神病又ハ傳染性疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書

前項ニ依リ免許證ヲ受クルトキハ手数料金五十錢ヲ納附スベシ

第二條 看護婦試験ヲ受ケントスル者ハ願書ニ履歴書戸籍謄本、又ハ戶籍抄本及出願前六ヶ月以内ニ撮影シタル寫眞(手札形半身ニシテ裏面ニ住所、氏名、生年月日及撮影年月日ヲ自書スルヲ要ス)ヲ添附スベシ

前項出願ノ場合ニ於テハ手数料金一回ヲ納附スベシ但シ既納ノ手数料ハ之ヲ還附セズ

試験願書ノ提出期ハ毎年五月及十一月トス

試験施行ノ日時及場所ハ三十日前ニ之ヲ告示ス

第三條 試験ニ關スル規定ニ違背シ又ハ不正ノ行爲アリタルモノハ試験ヲ無効トス

第四條 試験ニ合格シタルモノハ合格證書ヲ下付ス

第五條 看護婦ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、免狀又ハ看護婦證票ヲ他人ニ貸與スベカラズ

二、故ナク看護ノ依頼ヲ拒ムベカラズ

三、故ナク業務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

四、從業中ハ一定ノ看護衣ヲ着用スベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ之ヲ着用スルコト能ハザルトキハ其ノ旨口頭ヲ以テ所轄警

察官署ニ届出ツベシ

看護婦になるまでの道程

五、認可ヲ受ケタル額ヲ超エテ看護料ヲ請求シ又ハ之ヲ受クベカラズ

第六條 看護婦ハ從業中免狀ヲ携帶シ當該官吏又ハ依頼者若クハ主治醫ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

看護婦會々員タル看護婦ハ看護婦證票ヲ以テ免狀ニ代フルコトヲ得

第七條 看護婦其ノ住所ヲ變更シタルトキハ免狀寫ヲ添ヘ十日以内ニ後ノ住所地所轄警察官署ニ届出ズベシ

第七條ノ二 看護婦ハ看護料ノ額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クベシ但シ看護婦會ノ經營者及會員又ハ看護ノ業務ニ關スル團體

若クハ組合ノ組織者ハ此ノ限ニアラズ

第八條 規則第八條又ハ第十條第二項ニ依リ免狀ノ書換又ハ再下附ヲ出願セントスルモノハ手数料金二十錢ヲ納付スベシ

第九條 他ノ廳府縣ノ免狀ヲ有スル看護婦ニシテ管内ニ於テ臨時業務ニ從事シ一ヶ月ヲ經過シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免狀ノ寫

ヲ添ヘ之ヲ廢止シタルトキハ其旨ヲ三月以内ニ從業地所轄官署ニ届出ズベシ

第十條 看護婦ノ業務ニ關シ團體又ハ組合ヲ組織セントスル者ハ代表者ヲ定メ左ノ事項ヲ具シ事務所所轄地所轄警察官署ノ認可ヲ受クベシ

一、名稱、事務所所在地

二、代表者ノ履歷書

三、役員ノ種類、員數、及氏名並其ノ履歷書

四、規約

五、團體員ノ住所、族籍、氏名、生年月日、看護婦免狀ノ番號、下付年月日、及廳府縣名

前項ノ團體又ハ組合ニハ其ノ性質又ハ後數條ノ規定ニ依リ差異ノ生ズルモノ、外看護婦會取締規則ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 前條規定ノ團體又ハ組合ハ見習ノ養成ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ主任者ヲ定メ其ノ住所、氏名、生年月日、及履歷書ヲ添ヘ事務所所在地所轄警察官署ニ届出ズベシ

第十條ノ三 第十條規定ノ團體又ハ組合ニハ看護婦ニ非ザル者ヲ加入セシムルコトヲ得ズ

役員ハ團體員又ハ組合員中ヨリ選出スベシ

第十條ノ四 第十條第一項第四號ノ規約ニハ左ノ事項ヲ掲グベシ

一、名稱、事務所所在地

二、役員ノ種類、及員數、並任期

三、役員ノ選舉ニ關スル事項

四、費用ノ分擔ニ關スル事項

五、派出ニ關スル事項

六、看護料其他公衆ヨリ受クル費用ニ關スル事項

七、其他必要ナル事項

第十條ノ五 團體員又ハ組合員ニ移動アルトキハ十日以内ニ第十條第一項第五號ノ事項ヲ具シ事務所所在地所轄警察官署ニ届出ズベシ

役員ニ移動アルトキハ其ノ旨十日以内ニ届出ヅベシ此ノ場合ニ在リテハ新ニ就任シタル者ニ限り履歷書ヲ添附スベシ

第十一條 看護婦會其他看護婦ノ業務ニ關スル團體ヲ解散シタルトキハ解散後十日以内ニ届出ヅベシ

第十二條 所轄警察官署ハ看護婦ニシテ精神病又ハ傳染性疾患ニ罹レル疑アリト認ムルトキハ警察醫ヲシテ之ガ檢診ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十三條 第一條第二項、第二條第二項及第八條ニ依リ納付スベキ手数料ハ東京府金庫事務取扱銀行若クハ其ノ代理店ノ預金證(警視廳受取人ト指定シタルモノニ限ル)又ハ郵便爲替證書ヲ以テスベシ

第十四條 規則第七條第一項、第八條、第九條第一項、第三項、第四項、本令第一條、第十條第一項及第十一條ノ願届ハ所轄警察看護婦になるまでの道程

官署ヲ經由スベシ

第十五條 本令ニ關スル警察官署ノ職務ハ島地ニアリテハ島廳又ハ島役所之ヲ行フ

第十六條 第五條、第六條、第七條、第九條、第十條第一項、第十一條ノ規定ニ違背シ又ハ第十條第三項ノ命令ニ從ハズ若クハ第

十二條ノ檢診ヲ拒ミタルモノハ科料ニ處ス

附 則

第十七條 看護婦免狀ヲ所持スルモノニシテ現ニ東京府下ニ住居スル者ハ住所、氏名、生年月日及免狀ヲ交付シタル廳府縣名、免狀ノ年月日、番號ヲ記シ大正四年十二月三十一日マデニ届出ツベシ

第十八條 削 除

附 則

本令ハ大正九年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

看護婦會取締規則 (東京)

警視廳令第十號 (大正九年五月八日)

第一條 公衆ノ需メニ應ジ看護婦ノ派出ヲ業務トスル目的ヲ以テ看護婦會ヲ經營セムトスル者ハ住所、業務所々在地、看護婦ノ名稱族籍、氏名、生年月日ヲ記シタル願書ニ左ノ事項ヲ具シ業務所々轄警察官署ノ許可ヲ受クベシ

- 一、會 則
- 二、看護婦免狀寫
- 三、履 歷 書
- 四、業務所ノ間取圖
- 五、業務所建物ノ概要

第二條 看護婦會ヲ經營セントスル者ハ左ノ各號ニ該當スルコトヲ要ス

- 一、滿五年以上看護婦トシテ業務ヲ爲シ且ツ現ニ之ニ従事スルモノタルコト
- 二、禁治産者、準禁治産者、破産者ニ非ラザルコト
- 三、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ非ラザルコト
- 四、看護婦ノ業務ニ關スル犯罪ノ前科ナキコト
- 第三條 前條ノ規定ニ該當スル者ト雖モ資産、信用及素行其ノ他ニ付不適當ト認ムル者ニ對シテハ許可セザルコトアルベシ
- 第四條 業務所ニハ豫定會員數ニ應ジ相當ナル寄宿舎設備ヲ有スル事ヲ要ス
前項ノ設備其ノ他ニ付不適當ト認ムルトキハ許可セザルコトアルベシ
- 第五條 看護婦會々則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、名稱、業務所々在地
- 二、會員ノ豫定數(看護婦ノ豫定數見習ノ豫定數)
- 三、會員ノ種類
- 四、會員ノ入會及退會ノ手續
- 五、會員ヨリ徴收スル會費、手数料、食費
- 六、等級ノ創定及變更ニ關スル標準
- 七、會員ノ監督並教養ノ方法
- 八、會員ニ與フベキ休養及便宜
- 九、見習ノ養成ニ關スル契約事項
- 十、會員ノ派出ニ關スル事項

看護婦になるまでの道程

十一、看護料其ノ他公衆ヨリ受クル諸費
十二、其他必要ナル事項

第六條 經營者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ本人又ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ事由ノ生ジタルトキ又ハ之ヲ發見シタルトキヨリ十日内ニ所轄警察官署ニ届出ツベシ

一、廢業又ハ休業シタルトキ

二、死亡シタルトキ

三、行衛不明トナリタルトキ

四、本籍、住所、族籍、氏名ニ變更ヲ生ジタルトキ

第七條 業務所建物ノ構造又ハ會則ヲ變更セムトスルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クベシ

第八條 經營者ハ業務所外見易キ場所ニ其ノ名稱及氏名ヲ記シタル標札ヲ掲出シ夜間ハ標燈ヲ點ズベシ

第九條 經營者ハ業務所ニ左ノ帳簿ヲ備フベシ

一、會員名簿

二、日誌

三、會員派出簿

第十條 會員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載シ等級別ニ之ヲ整理スベシ其ノ移動アリタルトキ亦同ジ

一、會員ノ本籍、住所、氏名、生年月日

二、入會退會ノ年月日

三、看護婦、准看護婦又ハ見習タルコト

四、看護婦免狀下付年月日、及廳府縣名並ニ番號

五、等級

第十一條 日誌ニハ會員ノ入會、退會、派出、等級ノ變更、病氣、監督、教養ニ關スル事項其ノ他日々ノ出來事ニシテ重要ナルモノヲ記載スベシ

第十二條 會員派出簿ハ會員毎ニ口座ヲ設ケ派出年月日、派出先及看護料其ノ他一切ノ收入支出ヲ明瞭ニ記載スベシ

第十三條 經營者ハ會員ヨリ第九條ノ規定ノ帳簿閱覽ヲ求メタルトキハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十四條 經營者ハ會則ヲ業務所内見易キ場所ニ揭示スベシ

第十五條 看護婦會々員タル看護婦ハ別記様式ノ看護婦證票ヲ携帯シ業務ノタメ派出セラレタルトキハ之ヲ依頼者ニ提出スベシ

看護婦證票ニハ所轄警察官署ノ捺印ヲ受クベシ

第十六條 看護婦證票ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、本籍、住所、族籍、氏名、生年月日

二、看護婦免狀ノ番號、下付年月日、及廳府縣名

三、看護婦會入會又ハ退會年月日及看護婦會名

四、等級

第十七條 經營者ハ見習ノ養成ヲ爲スコトヲ得、見習ハ看護ノ實務修習ノ爲メ左ノ制限ニヨル場合ノ外派出セシムルコトヲ得ズ

一、病院又ハ醫院ニ派出スルトキ

二、看護婦ニ附隨セシメテ派出スルトキ

第十八條 經營者ハ會則ニ認メザル看護料、手数料、其他ノ費用ヲ請求シ又ハ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第十九條 經營者ハ正當ノ理由ナクシテ看護婦派出ノ需メヲ拒ムコトヲ得ズ

會員ハ正當ノ理由ナクシテ經營者ノナス派出ニ關スル指示ヲ拒ムコトヲ得ズ

看護婦になるまでの道程

- 第二十條 經營者ハ會員ノ種類、等級及氏名ヲ毎月末現在ニ依リ翌月五日マデニ業務所々轄警察官吏ニ届出ツベシ
- 第二十一條 警察官署ノナス業務所ノ臨檢又ハ帳簿其他ノ檢査ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第二十二條 經營者ハ他ノ看護婦會々員又ハ看護ノ業務ニ關スル團體若クハ組合ノ加入者ニ對シ脱退ヲ勧誘シ又自己ノ經營スル看護婦會ニ入會ノ勧誘ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第二十三條 經營者ニシテ本令ニ違反シ又ハ公安、風俗ヲ害スルノ行爲ヲ爲シ若クハ爲スノ虞アルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ亦同ジ
 - 一、許可ヲ受ケタル日ヨリ百日以内ニ開業セズ又百日以上休業シタルトキ
 - 二、會員ガ豫定數ノ半數以下ニ減少シタルトキ
 - 三、行衛不明トナリタルトキ
 - 四、破産又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケタルトキ
 - 五、禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
 - 六、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 第二十四條 經營者ハ郡又ハ區(八王子市ニアリテハ市)ノ區域ニ依リ看護婦會組合ヲ組織スベシ但シ時宜ニ依リ一警察署ノ區域又ハ二郡市區以上ノ區域ニ依ルコトヲ得
- 第二十五條 東京市内ノ看護婦會組合ハ看護婦會組合聯合會ヲ組織スベシ、但シ他ノ郡市ノ組合ヲ加入セシムルコトヲ妨ゲズ
- 第二十六條 看護婦會組合及看護會組合聯合會ハ規約ヲ定メ事務所々在地所轄警察官署ヲ經テ警視廳ニ届出デ認可ヲ受クベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 第二十七條 看護婦會組合ハ組合區域内ニ於ケル看護婦會ニ屬スル看護婦及見習其ノ業務ニ依リ傷疲ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ之ヲ救済スルノ方法ヲ講ズベシ

第二十八條 經營者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ル、コトヲ得ズ

第二十九條 許可ヲ受ケズシテ看護婦會又ハ看護婦會類似ノ業務ヲ爲シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十條 第七條乃至第二十三條ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

第三十一條 本令ハ總テ公衆ノ福利ニ應ジ看護婦ノ派出ヲナス業務ニ適用ス

附 則

第三十二條 本令ハ大正九年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三條 本令施行ノ際現ニ當臨ノ許可ヲ受ケ看護婦會ヲ經營スルモノハ本令ノ規定ニ依リ經營セルモノト見做ス

第三十四條 前條ノ看護婦會ニシテ本令ノ規定ニ適合セザル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ本令ノ規定ニ適合セシムベシ但シ第二條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 第三十三條ノ看護婦會ハ本令施行ノ日ヨリ一ケ月内ニ所轄警察官署ニ其ノ名稱、業務所々在地、經營者ノ族籍、氏名生年月日及會員ノ住所、氏名ヲ届出ツベシ其ノ届出ヲ爲ササルモノハ廢業シタル者ト見做ス

別紙様式

縦横 (緑面) 二寸五分、一吋色、五八分、ロースタス(製)

看護婦會
證明書

縦横 (内面)

年月日	事項	看護婦會名	住所	生年月日	氏名	印	年月日	免除	第

看護婦になるまでの道程

○看護婦規則施行細則（大阪）

府令第六十七號（大正四年九月二十七日）

改正大正七年九月府令第七十八號

看護婦施行細則左ノ通相定ム

看護婦規則施行細則

第一條 看護婦ノ免狀ヲ受ケントスル者ハ左記事項ヲ具シ當廳ニ願出ベシ

一、族籍、住所、氏名、生年月日

二、看護婦規則（以下單ニ規）第二條ノ資格ヲ證スベキ證書寫

三、戸籍謄本

四、規則第三條ノ疾患ニ關スル醫師ノ診斷書

第二條 看護婦當府管内ニ於テ其ノ住所ヲ移轉シタルトキハ十日内ニ當廳ニ届出ツベシ

第三條 看護婦ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、故ナク看護ノ依頼ヲ拒絶セザルコト

二、從業中ハ清潔ナル白色ノ被服及帽子ヲ着用シ其ノ左胸部ニ附録雛形ノ徽章ヲ付スルコト

三、從業中ハ當該患者ニ對スル病床日誌ヲ作成スルコト

四、從業中ハ患者ハ勿論家人ニ對シ不親切ナル言動ヲ爲サバルコト

五、不當ノ看護料又ハ名義ノ如何ヲ問ハズ看護料以外ノ金品ヲ要求セザルコト

六、從業中ハ免狀ヲ携帶シ當該吏員ノ求メアルトキハ之ヲ揭示スルコト

七、免狀ヲ他人ニ貸與セザルコト

第四條 看護婦會ヲ組織セムトスル者ハ其ノ會則ヲ添ヘ當廳ノ認可ヲ受ケベシ

會則ヲ變更セムトスルトキハ亦前項ニ同ジ

第五條 看護婦會ヲ組織セムトスル者ハ年齢三十年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ當廳ニ於テ適當ナリト認ムル者ナルコトヲ要ス

一、看護婦免狀ヲ有シ萬五ヶ年以上ノ看護ノ業務ヲ爲シ且現ニ之ニ従事スル者

二、刑法第二十二章、第二十三章、第二十九章、第三十六章、第三十九章ノ罪ヲ犯シ若ハ看護婦ノ業務ニ關スル規則ニ違ヒ處罰ヲ受ケタルコトナキ者但シ處罰ヲ受クルモ改悛ノ情顯著ナル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 看護婦會々則ニハ概ネ左ノ事項ヲ規定スベシ

一、名稱

二、目的

三、事務所ノ位置

四、事務員ノ員數並其ノ任務

五、會員監督並教養ノ方法

六、會費ノ收支

七、看護料金

第七條 看護婦會ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、二十名以上ノ會員ヲ有シ且ツ其ノ事務所ニ一名以上ヲ常備スルコト

前號會員中看護婦ヲ加フルトキハ全會員ノ三分ノ一ヲ超過セザルコト

二、會員名簿及會員派遣簿ヲ備ヘ常ニ之ヲ整理スルコト

三、看護依頼者ニ對シ會則所定以外ノ料金ヲ收受セザルコト

看護婦になるまでの道程

- 四、會員ニ對シ會則所定以外ノ費用ヲ徵收セザルコト
- 五、金錢出納簿ヲ備ヘ會費ノ收支ヲ明確ニシ其ノ支出ニ對シテハ當該證憑書類ヲ徵シニケ年間之ヲ保存スルコト
- 六、名義ノ如何ヲ問ハズ免許ヲ受ケザル看護婦ヲ派遣セザルコト
- 七、看護ノ業務並會務ニ關係セザル雇人ノ外看護婦ノ免許ヲ受ケザル婦女ヲ雇傭シ又ハ寄寓セシメザルコト
- 八、他ノ看護婦會々員ニ對シ入會ヲ勸誘セザルコト
- 第八條 看護婦會ヲ解散シ又ハ本則第六條第一號第三號乃至第五號及第七號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日內ニ當廳ニ届出ベシ
- 第九條 當廳又ハ所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ看護婦會ニ關スル帳簿並書類ノ提出ヲ命ジ又ハ檢閲スルコトアルベシ
- 第十條 當廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ看護婦會々員ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十一條 看護婦會ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ當廳ニ於テ其ノ認可ヲ取消スコトアルベシ
 - 一、本則第七條ニ違背シ又ハ帳簿並書類ノ提出及會則變更ノ命令ニ従ハザルトキ
 - 二、帳簿並書類ノ檢閲ヲ拒ミタルトキ
 - 三、公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊シ若ハ其ノ虞アルトキ
 - 四、他人ノ名義ヲ以テ組織シタルトキ
 - 五、三ヶ月以上事業ヲ休止シ若ハ其ノ組織者所在不明ナルトキ
- 第十二條 府下ノ看護婦會ハ一ノ組合ヲ設クベシ
 - 組合ハ規約ヲ定メ當廳ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ
 - 府下ニ於テ新タニ看護婦會ノ業務ヲ開始スル者ハ其ノ組合ニ加入スルコトヲ要ス
 - 當廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合規約ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十三條 規則及本則ノ規定ニ依ル願届ノ提出並免狀ノ返納ハ所轄警察官署ヲ經由スベシ

附 則

- 第十五條 本則ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 - 明治三十五年三月大阪府命第三十二號看護婦規則ハ之ヲ廢止ス
- 第十六條 從來ノ規定ニ依リ認定若ハ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シ若ハ看護婦試験ニ合格シ且當廳ニ於テ適當ナリト認メタル者ニシテ大正四年十二月三十一日迄ニ出願シタルモノニ限り規則第四項ニヨリ看護婦ノ免許ヲ與フ
- 第十七條 規則第二條ノ資格ヲ有セザル者ト雖當廳ニ於テ其ノ履歷ヲ審査シ適當ト認ムルモノニ限り當分ノ内看護ノ業務ヲ免許シ准看護婦免狀ヲ下附ス
- 第十八條 准看護婦及男子タル看護人ニ對シテハ本則ノ規定ヲ準用ス
- 第十九條 本則施行ノ際現ニ官公立又ハ私立病院ニ對シ男女ヲ問ハズ付添人又ハ看護病人ヲ供給スル者ニシテ准看護婦又ハ男子ノ看護人ノミヲ其ノ會員トシテ組織スル看護婦會ニ對シテハ大正四年十一月三十日迄ニ當廳ニ願出ル者ニ限り本則第五條ノ資格及第七條第一號ノ會員數ニ關スル規定ヲ適用セザルコトアルベシ
- 第二十條 本則施行前認可ヲ受ケタル看護婦會ハ更ニ本則ニ依リ大正四年十一月三十日迄ニ當廳ノ認可ヲ受クベシ但シ當分ノ内第五條ノ規定ヲ適用セズ
- 前項ノ認可ヲ受ケザルモノハ解散シタルモノト見做ス
- 第一項ニ依リ認可ヲ受ケタル看護婦會ハ當分ノ内其ノ會員數ノ最少限度ヲ十名トナスコトヲ得
- 第二十一條 本則施行前ノ看護婦會ノ支會又ハ出張所等ハ大正四年十二月三十一日限り廢止スベシ

看護婦になるまでの道程

産婆の部

目次

一、産婆の沿革	一
二、産婆の數	四
三、産婆の生計状態	二
四、修業方法	三
五、營業手續其他	六
六、産婆組合及び産婆會	一六

産婆之部

一、産婆の沿革

産婆の起源については適確な材料なく、之を糺すべき由もなかつたが或は謂ふ數百年以前から存在したものである。

勿論極最初は生業でなく、經驗が信用を生み、更に信用の厚きものが次第に職業的のものとなり、なほ進んで初めから之を職業として立つ者が生じたものであらうと思はれる。然し産婆が學術的知識を有するものとなつたのは至つて最近のことで、それは恐らく明治も十年頃からのことで、それ以前は名も「しりあけ婆さん」呼ばれて専ら經驗から得る熟練に依るものであつた。

明治維新以後西歐文明の入來と共に醫學衛生思想の輸入があつて従來の如きしりあけ婆さんの非衛生的なるは文
明社會に不相當と見て此處に産科醫師等が西歐學術的産婆學を取入れ産婆養成なるものを開くに至つた物である。
明治十三、四年頃には既に東京淺草に櫻井先生の紅杏塾があつた。その生徒募集に「産婆學講義は五月十日より十一月にして卒る」と云ふことが出てゐたのを見る。

其後明治二十一、二年頃東京府では府廳に産婆を集めて産婆に對する一場の訓辭をなし同時に口頭試問的に種々の質問をされたといふことである。爰に當時の産婆が如何なるものであつたかを知る一挿話がある。即ち「難産で如何にしても子供の出ない場合は如何したらよいか」の問に答へるに堂々として業を営んでゐる産婆の眞面目にて「水天

官をのませます」云々のいふ。全く今にして考へれば嘘のやうな事實である。

而して當時は今までの開業産婆に對して口頭試問を行ひ「當分の内産婆營業可差許候」この免狀を下附されたものである。從來營業の産婆以外は此時頃から次第に科學的知識を有する産婆に整理され明治三十二年内務省令産婆規則發布以來全國統一的に産婆試験が行はれこれによつて資格を得ることとなつたのである。而して其他の諸手続も統一され且つ全國相通するやうになつたものである。

左表明治三十四年以降數年の産婆數について見れば、試験合格は内務省令産婆規則による産婆試験に合格して資格を得たもので、從來開業は規則發布以前から開業してゐたもので口頭試問等によつて引續き營業を許されたもの、限地開業は諸事情の下に其地域内に於てのみ營業を許されたものであるが、試験合格のものは年々に増加し從來開業によるもの其他は次第に減少してゐる。

試験合格 從來開業 限地開業	産婆數										
	明治三十四年	明治三十五年	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年
人口一萬ニ付産婆數	八〇四	一、五九九	二、四七七	三、三三三	四、〇〇一	五、三二八	六、三三三	七、三〇〇	八、二五三	九、一〇一	一〇、八七四
限地開業	一、六六五	一、七九二	一、八八七	一、六八四	一、五五五	一、二二九	一、二二九	一、一五九	一、一三〇	一、一〇九	一、一三九
從來開業	二、三〇四	三、三〇九	三、三〇七	三、三三三	二、〇二二	二、〇〇〇	一、九三六	一、七三六	一、七三六	一、七〇四	一、六三九
試験合格	六〇四	一、五九九	二、四七七	三、三三三	四、〇〇一	五、三二八	六、三三三	七、三〇〇	八、二五三	九、一〇一	一〇、八七四
人口一萬ニ付産婆數	五、六四二	五、六三二	五、五五七	五、五五五	五、五〇三	五、四四四	五、四三三	五、四〇四	五、四〇四	五、四〇八	五、三五五
産婆數	六、四九六	六、四二四	六、四三四	六、四〇〇	六、三二五	六、二七二	六、二〇七	六、一五三	六、一〇四	六、〇五八	五、九八二

(衛生局年報より)

なほ今日の状態をみれば其傾向はますます進んでゐる。

大正十四年産婆數

府縣別	指定學校 卒業生數	試験合格	從來開業	限地開業	合計	人口一萬ニ付産婆數	府縣別	指定學校 卒業生數	試験合格	從來開業	限地開業	合計	人口一萬ニ付産婆數
北海道	一九	一、七三六	一四一	一七	一、七三三	六・八六	埼玉	一五	三、五七	七	一〇	四、六六	三・三六
東 京	二五〇	四、一〇八	六五四	一	四、一〇九	二・四〇	群馬	七	四七二	一一	六	四九六	四・四三
東 都	一五四	九二四	八一	二六	一、一七五	八・三六	千葉	二〇	四〇三	一〇一	一	五三三	三・七四
大 阪	二〇〇	二、八五一	四四四	一	三、五〇五	二・四六	茨 城	三	五二四	五九	三	六四七	四・六〇
神 奈 川	三〇	七九二	八二	二	九七六	六・三六	栃 木	八	三九二	三三	一	四四〇	四・〇四
兵 庫	五五	一、八四一	六四	四	二、四九〇	一〇・六一	奈 良	九	三三三	七九	一	四四〇	四・〇四
長 崎	七	八四七	二五	一五	一、〇二七	九・八三	三 重	一五	三三三	九	一	四四〇	四・〇四
新 潟	五九	一、〇一〇	一〇一	一	一、一七二	八・五〇	愛 知	四六	一、六三三	三三	一	一、九七三	一〇・二七
靜 岡	二四	七五七	九	一	八七三	五・二八	廣 島	六	三九二	七〇	一	四六三	四・二八
山 梨	五	一四五	七	二	一六二	二・五九	山 口	一五	六〇六	七〇	一	七〇六	六・九〇
滋 賀	三	三三三	三六	一〇	四八七	七・三三	廣 島	六	三九二	七〇	一	四六三	四・二八
岐 阜	三	三三三	三六	一〇	四八七	七・三三	和 歌 山	三	四〇〇	一〇〇	一	五〇〇	四・七三
長 野	一五	五九六	二六	一	六六七	三・三三	德 島	九	二〇九	三三	一	二五三	三・七四

産婆の沿革

職業婦人調査

四

府縣別	指定學校 卒業者		試験合格		従業		限地		合計	人口一 万単位 産婆数
	卒業	試験合格	従業	限地	従業	限地				
宮城	16	66	100	16	16	16	16	16	7,060	
福島	9	65	126	7	7	7	7	7	7,610	
岩手	2	37	33	0	0	0	0	0	5,350	
青森	1	44	21	9	9	9	9	9	8,000	
山形	6	53	24	3	3	3	3	3	8,300	
秋田	5	49	22	10	10	10	10	10	6,000	
福井	17	33	44	1	1	1	1	1	3,710	
石川	5	33	26	5	5	5	5	5	6,800	
富山	5	25	22	1	1	1	1	1	4,560	
鳥取	7	17	3	1	1	1	1	1	4,700	
島根	3	28	3	1	1	1	1	1	7,400	
合計	139	1,011	1,393	77	77	77	77	77	70,300	

一、産婆の數

前述せし如き沿革を有する産婆も近年俄に甚しい激増を示し大正十五年十月末日調査によれば全国で四千人以上にも達してゐる。試みに左表を見よ。

府道 縣及	大正		同		同		同		同		同		同		同		同	
	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十五年 十二月末	十五年 十二月末	
北海道	72	184	184	199	199	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	
東 京	2,054	2,633	2,633	2,633	2,633	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	
東 都	768	767	767	767	767	877	877	877	877	877	877	877	877	877	877	877	877	
大 阪	1,421	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
神 奈 川	479	523	523	523	523	666	666	666	666	666	666	666	666	666	666	666	666	
兵 庫	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	
長 崎	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	
新 潟	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
埼 玉	2,918	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
群 馬	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	2,477	
千 葉	5,916	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	
茨 城	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	
栃 木	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	
奈 良	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	
三 重	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443	
合計	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	

産婆の數

五

職業婦人調査

府道 縣及	元大 年正	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年
愛知	一、四六一	一、四七六	一、五〇四	一、五七六	一、五七五	一、六二七	一、五五五	一、五五〇	一、六三三	一、六六九	一、七二八	一、八〇四	一、八二一	一、九〇四	二、〇一四
靜岡	五八〇	五九六	六〇三	五九四	五九三	五九七	五七一	五七〇	五九六	六三三	七一九	七七七	八〇三	八二二	九二二
山梨	九	八	六	六	七	七	八	九	九	一二	一〇	一四	一四	一五	一六
滋賀	四六五	四六九	四八〇	四七六	四九三	四九五	四九〇	四九〇	五〇〇	五〇〇	四九〇	四九二	四八六	四八七	五九一
岐阜	八七九	八八三	八八七	八八二	八八二	八七七	八八八	八八八	八八六	八八二	八八〇	八八七	八八六	八八七	八八七
長野	二五七	二六六	二六三	二七七	二六二	二九八	二四四	二五五	二四二	二四二	二四三	二四五	二四五	二六七	二六七
富山	五五〇	五九〇	六二二	六二二	六〇七	六三〇	六三九	六七五	六八二	七六八	八〇六	八〇六	七九四	八〇四	八二二
福井	五七一	五九六	六〇八	六〇九	六〇〇	六〇〇	六九八	六七一	六八二	七六八	八〇六	八〇六	七九四	八〇四	八二二
岩手	四一三	四〇一	四二二	四二二	四二二	四二二	四二二	四二二	四二二	四二二	四二二	四二二	四二二	四二二	四二二
青森	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三
山形	六九四	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二
秋田	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三
福島	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五	二六五
石川	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三
富山	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
鳥取	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九

十五年不明

備考 内務省衛生局年報に依る但し十五年は十月末日現在

島根	六〇三	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二
岡山	二七三	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二
広島	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六	八二六
山口	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三	六六三
和歌山	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
徳島	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九
香川	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇
愛媛	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八
高知	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
福岡	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六
大分	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二
佐賀	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五
熊本	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
宮崎	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六
鹿児島	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一
沖縄	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
合計	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇	三九、七七〇

十五年不明

右表によつて見れば全體の上には於ては大正元年から現在に至る約十五年間に一倍半の増加を、各府縣別に就いてもそれより一倍半乃至二倍半の増加を見る。之れを以て或は産婆の増加は過多であるといはれるかも知れぬ。但し今産婆一人當り出産の數を出してみるに、

年別	全國出産數と産婆數			産婆一人 對スル 產ノ數
	出生	死産	合計(出産)	
明治四十四年	1,777,653	252,321	2,030,000	67.1
同 四十五年	1,757,678	247,552	2,005,230	64.1
大正二年	1,777,678	247,552	2,025,230	63.4
同 三年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 四年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 五年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 六年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 七年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 八年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 九年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 十年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 十一年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 十二年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 十三年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8
同 十四年	1,777,678	247,552	2,025,230	62.8

出産數は日本帝國統計年鑑第四十五回に依り産婆數は内務省衛生局年報に依る

道府縣別出産數と産婆數 (大正十一年)

道府縣	出産數			産婆數	産婆一人 對スル 產ノ數
	出生	死産	合計		
北海道	101,171	20,000	121,171	1,100	110.2
東 京	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
東 都	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
大 阪	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
神 奈 川	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
兵 庫	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
長 崎	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
新 潟	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
埼 玉	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
群 馬	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
千 葉	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
茨 城	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
栃 木	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
奈 良	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
福 井	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
秋 田	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
山 形	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
青 森	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
岩 手	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
福 島	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
宮 城	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
長 野	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
岐 阜	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
滋 賀	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
山 梨	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
靜 岡	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
愛 知	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2
三 重	110,000	20,000	130,000	1,100	118.2

香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川
二六、七三	二五、四七	二六、六三	三三、六六	三三、六六	三三、五三	二四、四七	一六、五六	二六、八九	二七、三六
二五、二四	三三、三三	二四、八〇	三三、二九	三三、二九	三三、七〇	三三、七五	一五、四五	二七、三六	二五、七三
一、五八	一、九三	一、七三	一、三六	一、三六	三、〇九	一、六七	一、八二	一、四三	一、六三
四三	三六	六六	五九	五九	一、〇三	五七	一九	四六	五八
六、九	二、六	四、六	五、六	五、一	八、四	四、〇	三、〇	三、三	五、八
合計	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛
二、一〇、五八	一、五、七六	五、二、六六	三、三、三三	四、四、〇〇	二、四、八二	三、三、三四	七、五、九三	三、三、六九	三、三、三二
一、九六、三四	一、五、七四	四、九、九六	三、四、七九	四、一、三七	三、三、〇四	二、九、八五	七、〇、四九	二、三、五四	三、七、二二
一、三三、四四	一、四	一、七、〇	一、三、四三	一、七、三三	一、二、八八	一、五、九	五、二、二四	一、四、二五	二、〇、九
七、七、四	七	五、五	三、三	九、九	六、九	四、四	一、九、一	三、三	三、三
五、七	二、九、〇	六、八	四、〇、〇	四、五	三、七	六、九、一	三、八、五	七、五、八	二、七、八

一人につき平均五五、七産の取扱となる。之れを明治三十四年頃の割合に比べると當時産婆一人に付産の數六四、九八といふに大正十一年に於ける割合五五、七二なれば其間の差は九、二六の減少である。但し概して東京、大阪、兵庫、福岡、愛知等の都會地に於てその減少特に著しく、東北山陰地方等は割合にその度が僅かである。更に詳しく地方別に産婆の數を見れば同一府縣内に於ても都市に多く集中し田舎に於ては少く一ヶ村に一人の産婆も無いといふ所さへ珍しくない。田舎では自轉車に乗れる産婆が二三ヶ村を馳けめぐるといふこともよく行はれてゐる。岡山縣内では巡回産婆が設けられて可成りに好成績をあげてゐる。聞く、故に産婆の増加も強ち過多であるまい。

三、産婆の生計状態

産婆の生計は事務員やタイピスト等とは少からずその趣を異にしそれ等の者は自らの収入では自分二人の生活費にも足りぬことが普通であるが産婆にあつてはその収入でよく一家の生計を立て、ゐるものである。従つてその調査に於ても容易ではなく更めて特別なる生計調査票にでも依らなければ分明し難いものであるが其數戶を訪れて聞き及んだ結果を綜合して考ふれば略々次の如き有様が窺はれるのである。

先づ都會に於ては助手三人を置いてゐるやうなものであれば月に平均三十産位を取扱ひ四、五百圓以上の収入を得る。又或人は云ふ、一年平均して月收入貳百圓位なれば産婆としては普通上の部である。勿論都會に於ての話である。序に一年中に於て四、五、六月は割合に閑散で十二、一、二、三、七、八月は割合に繁忙である。故に月に依つて収入の高も相異があるわけであるが營業し初めて四、五年相當の得意先を得るやうになれば以上の如き収入を得るに至るものであらうと思はれる。然し要するに開業の場所、人柄、其他種々なる理由もあつて決して一概には考へられないが左に産婆料金について記し之れによつて大體を推すこと、すれば、
 産婆料金、産婆料金は東京、大阪の如き地、其他の地方は勿論のこと又東京に於ても各區毎に未だ多少標準を異にしてゐるが大體左の如きものに近いものであらう。

- 一、助産料 貳拾圓以上、或は拾五圓以上
- 一、初診 五圓—貳圓以上

産婆の生計状態

一、再診

貳圓—壹圓以上

一、沐浴料(一回)

五拾錢以上

一、證明書

壹圓

但し之等の規定は標準たるにすぎず、實際に於ては富裕な家ではお喜びを兼ねて相當なる御禮もあり、又貧しき家では此の標準にも達しないものがある。従つて又田舎と都會と、都會に於ても場處柄により、それ〴〵得意先の異なるにつれて収入にも多大の相異があるわけである。概して都會には著しく繁榮するもの甚しく困窮なるものも、兩端が存するはひかり産婆に於てのみではない。之を要するに、都會地に於ては普通月收入平均百五拾圓、郡部百圓乃至五拾圓と見るこゝが出来てあらう。

四、修業の方法

産婆にならうとするには看護婦の場合と略々同じく下の諸方法がある。一、指定産婆養成所に入學する事。二、産婆學校或は養成所等の速成科式のこゝろを出て産婆試験を受け産院産科醫院に於て或は開業産婆の助手として實地経験を積む事。

一、指定産婆養成所、附録に掲げた數箇の産婆學校及養成所の規則書に依つて知り得る如く修業年限を二ヶ年とし入學資格としては何れも高等小學校卒業或は高等女學校程度校二年修了以上の教育程度を有するものであること、年齢は滿十五歳以上といふものが最も低いもので滿十六歳以上、同十七歳以上、同十八歳以上等の制限がある。

學費は授業料として月に壹圓五拾錢から貳圓、貳圓五拾錢、參圓五拾錢等があり、其他壹圓乃至貳圓の入學手数料或は受験料が徴せられる。産婆養成にも看護婦の場合と同じく貸費或は給費のこゝろもある。又寄宿舎の設備のあるこゝろもあればないこゝろもある。之等を考へて經費其他から最も好都合の一例をあけてみれば産婆養成所も有する病院の看護婦養成科に入りその義務年限中に産婆の方を修業するの方がある。然し大阪醫大の病院の如きは産婆養成をなす乍ら同院内勤務の看護婦はその授業をうけるこゝが出来ない規定になつてゐるこゝろもある。然し自ら産婆養成所を有さない病院、醫院でも同所に勤める看護婦をして産婆學校或は短期講習所等に通ふの便を與へてゐるのが普通の様である。

二、上述の如く病院勤務の看護婦を勤めながら産婆學校に通ふこゝの出来るものあり、又開業醫の家につきめて或は自家、親戚等にて産婆學校に通ふものがあり、更に官公署、會社等に勤務しつゝ、それに生活費並に學費を得て産婆學校に通へるもの等がある。之を要するに兎に角先づ學校に通つて産婆學等學術的知識を得てそれで以て産婆試験を受けるものである。勿論規定によつて試験をうけるまでには學校其他で一ヶ年の産婆の學術を修業するこゝがいふこゝが必要條件になつてゐるものである。而して試験を通つて後産院、産科醫院、開業産婆の助手等に於て實地見習として實際の經驗をつむといふこゝになる。又産婆試験學說の合格者は別科中の實地科に産婆資格を有する者は實習科に入學せしむる産婆學校もある。扱て以上の諸方法中産婆學校の經費についてみるに、月謝一ヶ月貳圓乃至參圓とみて其他に電車賃書籍費等併せて月に約拾圓もあれば出来るであらうか。勿論其他に住居と食費の必要なるは云ふまでもない。電車賃等も不要ぬ田舎であれば今少し少額でもすませられるであらう。兎角都に憧憬れて

何でも都會といふ傾向著しければ産婆等を志して徒に上京するは却つて思ひもよらぬ破目を見る恐れあり、「逋信省に事務員となりつゝ、産婆學校に通ひ立派に試験パス」等の新聞記事を見ては容易のこゝかと思へどもなかく困難なる場合多く餘程の意志と體力を要する業であることを思はなければならぬ。

要するに經費其他を考へ併せ餘裕少くして産婆を志し之れで身を立てやうとする者は先づ看護婦として病院の養成所等に入り、看護婦をなしたつゝ、産婆學を學び相當年齢に至つて産婆を開業するといふ行き方が得策であらうと思はれる。産婆規則によれば満二十歳以上産婆營業出来ることになつてゐるが實際營業には餘りに年若きは世の人の覺束ながりて信用も薄く却つて相當の年齢、二十七、八歳以上にもなつた方が都合よく故に上述の方法も殊更に便利かと思はれるものである。

産婆試験

産婆試験は大體内務省令産婆試験規則によつてなされるものであるが毎年試験の回数、期日、場所等は各地方長官に於て之を定められ試験期日前一ヶ月頃に告示されることゝなるが従つて各地それら多少の相異があるわけである。但し大抵のこゝろにあつては春秋二回の産婆試験が普通である。産婆試験を受けやうとするものは自筆の受験願書に産婆學校、産婆養成所等の卒業證書若くは修業證書又は産婆若くは醫師二名の證明ある修業履歴書を添へて地方長官に願ひ出る。同時に試験手数料を収入印紙で壹圓收めなければならぬ。而して産婆試験は學説と實地の兩方に分れてゐる學説のみの合格者は後更めて實地試験のみをうけることが出来ることになつてゐる。實地試験のみを受けやうとする者も手續は前に同じ。今産婆試験の出願者數及び合格者數を各府縣別に見れば、

府縣	出願者數	合格者數
東京	1,271	495
神奈川	1,100	326
千葉	1,266	377
埼玉	1,150	334
茨城	1,184	311
栃木	1,184	311
群馬	1,184	311
山梨	1,184	311
長野	1,184	311
新潟	1,184	311
富山	1,184	311
石川	1,184	311
福井	1,184	311
岐阜	1,184	311
愛知	1,184	311
三重	1,184	311
滋賀	1,184	311
京都	1,184	311
大阪	1,184	311
兵庫	1,184	311
奈良	1,184	311
和歌山	1,184	311
徳島	1,184	311
香川	1,184	311
高松	1,184	311
愛媛	1,184	311
高知	1,184	311
福岡	1,184	311
佐賀	1,184	311
長門	1,184	311
山口	1,184	311
徳島	1,184	311
香川	1,184	311
高松	1,184	311
愛媛	1,184	311
高知	1,184	311
福岡	1,184	311
佐賀	1,184	311
長門	1,184	311
山口	1,184	311

産婆試験出願者数及合格者数

(自大正十四年)

府 道 廳 及 縣	大正十四年		大正十五年		合 計
	出願	合格	出願	合格	
北海道	15	15	15	15	15
東 京 府	15	15	15	15	15
東 京 都	15	15	15	15	15
神 奈 川 縣	15	15	15	15	15
兵 庫 縣	15	15	15	15	15
長 崎 縣	15	15	15	15	15
新 潟 縣	15	15	15	15	15
埼 玉 縣	15	15	15	15	15
群 馬 縣	15	15	15	15	15
千 葉 縣	15	15	15	15	15
茨 城 縣	15	15	15	15	15
水 戸 縣	15	15	15	15	15
栃 木 縣	15	15	15	15	15
茨 木 縣	15	15	15	15	15
三 重 縣	15	15	15	15	15
愛 知 縣	15	15	15	15	15
豐 田 縣	15	15	15	15	15
長 野 縣	15	15	15	15	15
岐 阜 縣	15	15	15	15	15
山 梨 縣	15	15	15	15	15
青 森 縣	15	15	15	15	15
岩 手 縣	15	15	15	15	15
關 東 縣	15	15	15	15	15
山 形 縣	15	15	15	15	15
秋 田 縣	15	15	15	15	15
山 口 縣	15	15	15	15	15
和 歌 山 縣	15	15	15	15	15
德 島 縣	15	15	15	15	15
香 川 縣	15	15	15	15	15
愛 媛 縣	15	15	15	15	15
高 知 縣	15	15	15	15	15
大 分 縣	15	15	15	15	15
佐 賀 縣	15	15	15	15	15
熊 本 縣	15	15	15	15	15
宮 崎 縣	15	15	15	15	15
鹿 兒 島 縣	15	15	15	15	15
沖 繩 縣	15	15	15	15	15
合 計	1500	1500	1500	1500	1500

備考 二列ニ得カレタル府縣ニ於テハ左ハ實地試験ノミノモノナリ

大正十四年ハ實地試験ノミ外ニ恩說ノミ合格者アリ
大正十二年以前ハ實地試験ノミ外ニ恩說ノミ合格者アリ
十五年度ハ一同ノミアリ